

第3章 区民・事業者・行政のごみ減量・リサイクル活動促進

1 区民主体の取組み

(1) 資源の集団回収活動の支援

[決算額]

(単位：千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
62,136	57,812	76,218	73,896	65,835

*令和4年度は、見込み額。

町会・自治会、集合住宅等による集団回収への排出の協力を呼びかけるなど、区民の主体的な資源再利用活動を支援しています。平成27年度からは、特定の場所等で回収活動を行う団体は、回収品目を問わず、行政回収の休止を申請できるよう仕組みを見直す(行政回収休止申請要件の緩和)など、区民主体の資源回収活動の更なる拡充の促進を図っています。

*平成18年度から26年度までは、申請に基づき承認された団体(地区回収団体：特定の場所や地区全体で古紙を回収している団体)のみが行政回収の休止を申請することができた。

*令和2年度から資源回収活動が円滑に継続、拡充できるよう古紙市況悪化に対応するため、事業支援を実施。令和5年度より、古紙回収事業者支援金の引き上げを行った。

*令和5年度7月より、紙パックの報奨金の見直しを行い、集積所回収をしている品目として、単価を6円に変更した。

[開始年度] 平成4年度(都から区へ支援事業を移行)

[支援内容] ・活動団体に対して、資源回収量に応じた報奨金を支給

・活動開始用消耗品の提供

・活動用物品の貸付

空き缶プレス機21台、物置12台、のぼり旗23枚、のぼり旗用ポール11本(令和5年3月末現在)

[実績]

・活動団体数 *各年度末現在。

(単位：団体)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
活動団体数	706	702	609	606	604
うち行政回収休止	458	459	381	387	396

・資源回収量 *小数点以下第1位四捨五入のため、合計値に合致しないものがある。(単位：t)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
古紙	6,454	6,226	5,376	5,169	4,844
ガラスびん	237	228	259	246	235
缶類	301	299	295	279	263
布類	643	663	453	575	576
その他	248	253	220	226	224
合計	7,883	7,670	6,603	6,495	6,143

(2) ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援

ごみ減量・リサイクル推進委員会は、まちづくりセンターの地区ごとに設置され、委員は地区住民の中から選出されています（委員の任期は2年）。

委員会では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進等、区民の立場から創意工夫に富んだ特色ある啓発活動を行っており、区ではこれらの委員会活動を支援し、区民の自主的活動の促進を図っています。

[開始年度] 平成12年度

[実績] 活動内容別実績 (単位:回)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普及啓発活動	103	94	19	36	66
古着・古布回収支援	64	57	29	49	68
施設見学会の開催	28	23	2	2	16
学習会・研修会の開催	10	10	6	1	16
合計	205	184	56	88	166

*普及啓発活動には、イベント・キャンペーン等の開催及び参加を含む。

*古着・古布回収支援には、フリーマーケット等の開催及び参加を含む。

*随時活動する事業等については、回数を1回として集計している。また、総会、役員会等については、活動回数には集計していない。

*学習会・研修会の開催には、委員向けの勉強会等を集計し、区民参加型の講習会は普及啓発活動として集計している。

*令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、複数の委員会活動が中止となった。

(3) 生ごみ減量の促進

[決算額] (単位:千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
509	539	0	198	434

*令和4年度は、見込み額。

可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量に向け、区民・事業者の自主的な取組みの促進を図っています。

ア) 生ごみたい肥を活用した野菜作り講習会

「生ごみたい肥作り」と「生ごみたい肥を活用した野菜作り」をセットにした講習会を実施しています。

[開始年度] 平成 22 年度

[実 績]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開催数 (回)	7	7	0	0	4
参加者数 (人)	110	132	0	0	63

*令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を中止した。



生ごみたい肥を活用した野菜作り講習会

イ) 水切り・風乾による生ごみの減量講習会 (生ごみカラッと減量講座)

通気式生ごみ保管排出容器 (水分を取った生ごみを風通しの良い状態で保管し、乾燥させる容器) を活用し、生ごみの排出量抑制を促す講習会を実施しています。

[開始年度] 平成 25 年度

[実 績]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開催数 (回)	4	4	0	0	4
参加者数 (人)	31	55	0	0	62

*令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を中止した。



生ごみカラッと減量講座の様子

(4) 食品ロスの削減に向けた普及啓発

ア) フードドライブ

食品ロス（未使用・未開封食品の廃棄や食べ残し）の削減に向けたフードドライブの実施等、発生抑制を促す普及啓発に取り組んでいます。令和4年7月現在、常時受付窓口は民間事業者含めて11箇所となっています。

- 平成26年度 区民まつり等のイベント内で実施
- 平成29年4月 普及啓発施設2箇所です常時受付開始
- 平成30年4月 事業課です常時受付開始
- 平成31年4月 世田谷総合支所地域振興課です常時受付開始
- 令和元年7月 各総合支所地域振興課（世田谷総合支所除く）です常時受付開始
- 令和3年10月 株式会社ファミリーマートと食品提供に関する合意書を締結し、区内3店舗です常時受付開始

*フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄附するボランティア活動。

[回収量合計] *小数点以下第1位四捨五入のため、合計値に合致しないものがある。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供食品総重量 (kg)	1,158	1,924	2,903	6,793	11,129
提供食品数 (点)	3,505	6,006	9,542	23,197	36,019
受付件数 (件)	427	720	863	1,554	2,505

[提供食品数の内訳（イベント・講習会における回収実績(1,303点)は除く)]

- ・令和4年度
インスタント・レトルト食品 12,765点、嗜好品 6,138点、飲料 5,112点、缶詰 3,872点、その他 6,829点

① [イベント・講習会における回収実績]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数 (回)	15	11	1	4	6
提供食品総重量 (kg)	63	64	19	162	370
提供食品数 (点)	201	151	60	839	1,303
受付件数 (件)	35	34	8	80	114

*受付件数は、複数の家庭から集められた食品がまとめて提供された場合についても1件として集計している。



イベントでのフードドライブの様子

② [普及啓発施設（2箇所）における回収実績]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供食品総重量 (kg)	883	957	1,394	3,191	5,203
提供食品数 (点)	2,565	3,330	3,802	11,177	16,107
受付件数 (件)	331	403	435	722	1,257

*新型コロナウイルス感染症の拡大による施設休館のため、令和2年度の受付件数は令和2年6月～令和3年3月の実績、令和3年度の受付件数は令和3年4月初旬～月末・6月上旬～令和4年3月の実績

③ [清掃・リサイクル部事業課窓口における回収実績]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供食品総重量 (kg)	213	239	211	260	549
提供食品数 (点)	739	609	721	1,293	1,865
受付件数 (件)	61	50	54	76	117

④ [各総合支所地域振興課窓口（5箇所）における回収実績]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供食品総重量 (kg)	665	1,280	3,032	4,026
提供食品数 (点)	1,916	4,959	9,356	13,292
受付件数 (件)	233	366	676	1,017

⑤ [ファミリーマート（3箇所）における回収実績]

	令和3年度	令和4年度
提供食品総重量 (kg)	148	980
提供食品数 (点)	532	3,452
受付件数 (件)	—	—

*店舗・世田谷奥沢一丁目店 奥沢1-8-1

・下馬駒沢通り店 下馬6-15-1

・環八八幡山店 八幡山3-38

*令和3年度の受付件数は、令和3年10月～令和4年3月までの6ヶ月分

(5) ふくのわプロジェクトによる古着・古布の常設回収

資源の有効活用事業として、民間企業が家庭にある古着を回収し、その売払金をパラスポーツ団体へ寄付する「ふくのわプロジェクト」に協力しています。古着・古布の回収BOXをエコプラザ用賀、リサイクル千歳台の2施設に設置し、開館時間中に古着を回収しています。

[開始日] 平成30年7月15日

[実績]

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)
エコプラザ 用賀	37,996	265,972	38,734	271,138	42,499	297,493
リサイクル 千歳台	31,200	218,400	38,590	270,130	41,715	292,005
合計	69,196	484,372	77,324	541,268	84,214	589,498

*新型コロナウイルス感染症の拡大による施設休館のため、令和2年度は令和2年6月1日～令和3年3月31日の実績、令和3年度は令和3年4月初旬～月末・6月上旬～令和4年3月の実績

2 事業者主体の取組み

(1) 事業者主体の取組みの促進

「資源・ごみの収集カレンダー」や区ホームページ上に、店舗での資源の自主回収など事業者独自の取組みに関する情報を掲載し、事業者による主体的な取組みの促進を図っています。

(2) 「事業系リサイクルシステム」の利用促進

平成8年4月、東京商工会議所世田谷支部の協力により、「オフィス古紙リサイクルシステム」を開始しました。平成12年3月からは、回収品目にガラスびん・缶を加えた「事業系リサイクルシステム」に発展させ、区内事業者の自主的なリサイクル活動のしくみづくりを支援しています。



[実績]

・参加事業所数

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
882	887	895	913	937

*各年度末現在。

・資源回収量(庁内リサイクルシステム含む)

(単位：t)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
古紙	928	957	858	908	848
ガラスびん	24	18	16	14	15
缶	6	5	5	5	4
計	958	981	879	927	867

*小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。

(3) 緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進

みどり33の施策等により緑化が推進される一方で、剪定枝等の緑化廃棄物も増加が見込まれます。これらの剪定枝等を清掃工場で可燃ごみとして焼却するのではなく、資源として再生利用ができるよう、区では平成26年6月よりグリーンリサイクル事業を促進しています。民間事業者が造園業者等の持ち込む剪定枝等を集積し、他市町村の再生資源化施設へ搬入するために、区は他市町村との事前協議等の調整を行っています。

[実績] (単位：t)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運搬先 市町村数	5	6	6	6	4
運搬量	8,183	8,560	8,680	8,418	8,852

(4) 在宅医療における自己注射の針の回収

注射針等の鋭利なものは集積所等への排出禁止物に指定され、区では収集できないため、処方された医療機関又は購入した薬局で回収していただいています。

区内では二つの薬剤師会が、使用済み針の回収用容器を患者に配付し、回収（患者持参）・処分する事業を実施しており、区はこの処理に係る費用の一部を助成しています。

[実績] (単位：個)

回収容器数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世田谷 薬剤師会	990	1,009	1,135	1,259	1,595
玉川砦 薬剤師会	2,287	2,513	3,067	2,766	2,867
合計	3,277	3,522	4,202	4,025	4,462

(5) 事業者との連携によるパソコンの無料回収

家庭から排出されるパソコン等の再資源化を促進するため、平成 28 年 4 月から小型家電リサイクル法に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、宅配便を利用したパソコン等の無料回収(段ボール 1 箱分)を実施しています。

[回収実績]

(単位: 件・kg)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収件数	6,006	6,922	11,779	11,326	10,482
パソコン	37,360.3	52,711.8	76,447.7	73,222.9	63,671.5
携帯電話	328.5	433.0	737.7	535.7	490.0
その他小型 家電	32,620.2	45,459.9	66,887.4	51,316.4	50,849.2

(6) 「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録促進

食品ロスや海洋プラスチックごみが世界的に問題となる中で、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減に積極的に取り組む飲食店や小売店等を「せたがやエコフレンドリーショップ」として登録し、支援しています。

[登録実績] () は累計

(単位: 店舗)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
飲食店	2	18 (20)	3 (23)
小売店	3	22 (25)	12 (37)
合計	5	40 (45)	15 (60)

3 行政による取組み

(1) 資源・ごみ集積所での資源回収

[決算額]

(単位：千円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2, 291, 850	2, 374, 230	2, 460, 771	2, 490, 561	2, 518, 861

*令和 4 年度は、見込み額。

ア) 古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルの回収

[収集形態]

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
古紙(新聞、雑誌類、紙パック、段ボール)		<ul style="list-style-type: none"> ・種類別にひもで束ねて排出する。 ・雑誌類の雑誌以外のその他の紙および紙パックは、紙袋に入れて排出することができる。
ガラスびん・缶	資源・ごみ集積所回収：週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスびん・缶回収用コンテナに入れる（回収用コンテナは資源回収日の前日に配付）。 ・商店街等、コンテナを配付しない資源・ごみ集積所は、ガラスびん・缶を別々に中身の見える袋に入れて資源・ごみ集積所に排出する。
ペットボトル	資源・ごみ集積所回収：月 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップ、ラベルを外し、中をすすいで、軽く潰して、中身の見える袋に入れて排出する。

*事業系の資源は、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

[開始年度（モデル回収含む）]

古紙・缶 : 平成 3 年度

ガラスびん : 平成 6 年度

ペットボトル : 平成 19 年度

紙パック : 令和 2 年度

[実績・売却額] 資源回収量 (単位：t・千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
古紙	実績	22, 826	23, 945	26, 620	25, 760	25, 056
	売却額	419, 903	403, 877	400, 185	465, 223	481, 833
ガラスびん	実績	8, 234	8, 192	9, 344	8, 996	8, 311
	売却額	2, 528	2, 249	2, 681	1, 943	1, 701
缶	実績	2, 244	2, 303	2, 630	2, 560	2, 381
	売却額	190, 442	170, 302	191, 549	361, 391	375, 711
ペットボトル	実績	2, 791	2, 864	3, 168	3, 250	3, 233
	売却額	107, 951	153, 782	165, 484	144, 108	307, 264

*ペットボトルと古紙の売却額は、拠点回収のペットボトル・新聞の売却額をそれぞれ含む。

*令和 4 年度より拠点回収の紙パックの売却額は、古紙に含む。

イ) 資源持ち去り対策

資源を資源・ごみ集積所から持ち去る行為への対応について、区民の強い要望に応え、平成 15 年 12 月、清掃・リサイクル条例を改正し、資源の持ち去り行為を禁止して、違反者に対して「20 万円以下の罰金」に処する規定を設ける等の対策を強化しました。

平成 29 年 12 月に同条例を改正し、資源の持ち去り行為常習者に対して、より厳しい罰則である「50 万円以下の罰金」に処する規定を新設しました。また、同条例施行規則を改正し、これまでの持ち去り禁止の対象品目（古紙、ガラスびん、缶）に「ペットボトル」、「使用済小型電子機器」、「焼却して処理しないもの」として排出された金属を含む廃棄物」を追加しました。

区職員及び民間警備会社によるパトロールを行い、違反者に対して行政指導や禁止命令、告発等を行っています。

平成 27 年 3 月、持ち去られた古紙の買取業者の特定等を目的とし、問屋組合等 3 者と各特別区で GPS（全地球測位システム）を用いた追跡調査に関する覚書をそれぞれ締結しました。これにより、持ち去られた古紙を流通させない仕組みの構築をめざすとともに、広域的な面から古紙持ち去り行為への抑止効果が期待されます。

平成 31 年 4 月、資源の持ち去り対策として、区内 27 箇所での回収員手渡し方式の対象品目に新聞を追加しました。

[実績] 行政指導・命令・告発の状況 (単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
警告書交付数	140	127	81	40	70
命令書交付数	7	7	2	0	0
告発件数	3	1	0	0	0

*各年度末現在。

(2) 拠点回収

[決算額] (単位：千円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
27,370	31,078	31,794	32,550	33,337

*令和 4 年度は、見込み額。

[収集形態]

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
ペットボトル	回収ボックス・週 2 回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
紙パック、白色発泡トレイ	回収ボックス・週 2 回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
新聞、廃食用油、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、飲料用ペットボトルのキャップ	回収員手渡し・月 2 回 (エコプラザ用賀・リサイクル千歳台は週 1 回)	・区内公共施設等で、回収員への手渡しにより回収する。

*白色発泡トレイについて、一部施設は隔週で回収。

*飲料用ペットボトルのキャップは、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台のみ回収。

- 平成 5 年 7 月 回収ボックス方式による紙パックの回収を開始。
- 平成 11 年 4 月 回収ボックス方式によるペットボトルの回収を開始。
- 平成 19 年 4 月 回収ボックス方式による白色発泡トレイの回収を開始。
- 平成 21 年 5 月 普及啓発施設 2 箇所ではペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイの回収を開始。
- 平成 21 年 10 月 区内公共施設 27 箇所では回収員手渡し方式による色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、廃食用油の回収を開始。
- 平成 31 年 4 月 資源の持ち去り対策として、回収員手渡し方式の回収品目に新聞を追加。
- 令和 3 年 2 月 普及啓発施設 2 箇所に色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器の回収ボックスを設置。
- 令和 5 年 3 月 回収ボックス方式による紙パックの回収を終了し、白色発泡トレイまたはペットボトルの回収場所を拡張。白色発泡トレイについては 2 箇所を新設。

[開始年度] 平成 5 年度

[実績・売却額]

・回収場所数

(単位：箇所)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ペットボトル	28	31	31	32	32
紙パック	45	45	46	45	45
白色発泡トレイ	47	47	48	48	50
新聞	-	27	27	27	27
廃食用油	27	27	27	27	27
ペットボトルキャップ	2	2	2	2	2
色・柄付き発泡トレイ	27	27	27	27	27
食品用透明プラスチック容器	27	27	27	27	27

・資源回収量

(単位：t・千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ペット ボトル	実績	19	20	18	19	21
	売却額	129	133	141	112	-
紙パック	実績	6	6	6	5	6
	売却額	129	133	141	112	-
白色発泡 トレイ	実績	0.7	0.6	0.6	0.7	0.9
新聞	実績	-	1	0.4	0.6	0.5

廃食用油	実績	6	4	5	5	4
	売却額	-	81	93	93	89
ペットボトル キャップ	実績	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
	売却額	83	29	16	14	15
色・柄付き 発泡トレイ	実績	0.5	0.4	0.4	0.5	0.6
食品用透明 プラスチック容器	実績	6	6	5	7	8

* 拠点回収のペットボトルと新聞の売却額は、資源・ごみ集積所回収のペットボトルと古紙売却額にそれぞれ含む。

* 令和4年度より紙パックの売却額は、資源・ごみ集積所回収の古紙売却額に含む。

(3) 粗大ごみの新たなリユースを促進する仕組みの実施

ごみの減量及びこれに伴う収集運搬経費の削減などの財政効果を検証するため、粗大ごみの新たなリユースを促進する仕組みの実証実験を令和3年10月から開始し、期間を1年間延長して令和5年3月まで行いました。

本実証実験での成果などを踏まえ、エコプラザ用賀にて、これまでの抽選方式(※)に替えて、区民によって持ち込まれたリユース品、または粗大ごみとして排出されたものなどから選別したリユース品を、地域情報掲示板サイト「ジモティー」に掲載し、希望者に有償または無償譲渡を行うリユースの仕組みを令和5年5月から開始しました。

※抽選方式とは・・・粗大ごみとして排出されたものでまだ使えるものをピックアップし、簡単な修理をした上で、抽選にて頒布する方式。

[実績] (令和3年度は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの実績)

① 区民がスポット(民間事業者が設置)に直接持ち込んだリユース品

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (※想定)
令和3年度	12,462	11,838	95.0	4,171,300	64.5
令和4年度	32,037	31,751	98.0	16,105,050	157.7

※持ち込まれたリユース品を主要な110品に分類し、それぞれを約1か月間計量した重量の平均値を基準重量と設定し、持ち込まれたリユース品の点数を積算した重量を粗大ごみ減量効果としている。

② 収集申込があった粗大ごみから清掃事務所(玉川のみ)が選別を行ったリユース品

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (想定)
令和3年度	302	293	97.0	267,700	1.9
令和4年度	474	471	98.3	895,600	2.0

③大型の家具等のリユース実績

リユース品の持込点数が多く保管スペースに余裕がないため、スポットでは大型家具等(3辺合計180cmを超えるもの)の持ち込み、出品は行っていないことから、清掃事務所が回収した大型家具等については、スポットでのリユース品と同様に地域情報掲示板サイト「ジモティー」に出品の上、空き公共施設を活用し譲渡しました。

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (※想定)
令和3年度	90	75	83.3	52,400	1.9
令和4年度	246	207	84.1	191,700	3.1

※リユース品として譲渡した品目をすべて計量して算出。

4 資源の処理の流れ

【行政により回収した資源の処理フロー図】

